

議 案 第 33 号

松戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

水道法の改正による指定給水装置工事事業者の指定の更新制度の導入に伴い、当該更新申請に係る手数料を定めるため。

松戸市水道事業給水条例の一部を改正する条例

松戸市水道事業給水条例（昭和36年松戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第32条第3項中「前項」を「第1項」に改める。

第32条の3第1項中「第9条」を「第9条第1項」に改め、同条第3項中「第1項」を「同項」に改め、同条第4項中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

第34条の2第1項中「第5条」を「第6条」に改め、同条第2項ただし書中「第16条の2第3項」を「第16条の2第3項ただし書」に改める。

第35条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「または増設等」を「、増設等」に改め、同条第2号中「第2項の修繕費第26条の料金または第32条の手数料もしくは」を「、同条第2項の修繕費、第26条の料金、第32条の手数料又は」に改め、同条第3号中「または」を「又は」に、「もしくは」を「又は」に改め、同条第4号中「給水せん」を「給水栓」に、「または」を「又は」に改め、同条第5号中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改める。

別表第2中

「

給水装置工事事業者登録申請手数料	〃	10,000円
------------------	---	---------

」を

「

給水装置工事事業者指定申請手数料	〃	10,000円
給水装置工事事業者指定更新申請手数料	〃	10,000円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。